

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」

第1回会合 議事要旨

1 日 時

平成19年6月1日（金） 14:00～15:30

2 場 所

総務省省議室（中央合同庁舎2号館7階）

3 出席者

（1）研究会構成員（敬称略、五十音順）

菅谷実、鳥居昭夫、中村清、飛田恵理子、舟田正之、山内弘隆、山下東子
（7名）

（2）総務省側

鈴木情報通信政策局長、中田審議官、山根総務課長、吉田放送政策課長、
武田衛星放送課長、長塩放送政策課企画官、大澤放送政策課課長補佐

（3）オブザーバー

統計局高見経済基本構造統計課長

4 議 事

（1）開会

（2）開催要綱（案）について

（3）座長の決定及び座長代理の指名について

（4）研究会の公開について

（5）当面の進め方について

（6）議題

① NHKの概要、受信料体系の現状について

② 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データについて

（7）閉会

5 議事の概要

（1）開催要綱について

事務局より研究会開催要項について説明が行なわれ、承認された。

（2）座長の決定及び座長代理の指名について

① 構成員の互選により、舟田正之氏（立教大学法学部）が座長に決定された。

② 舟田座長より、中村清氏（早稲田大学国際教養学術院教授）が座長代理に指名され
た。

（3）研究会の公開について

以下のとおり決定された。

- ① 会議の原則公開（当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合等を除く）
- ② 会議で使用した資料の原則公開
- ③ 議事要旨の作成公開
 - ※ 資料、議事要旨については、総務省のホームページに掲載
- (4) 当面の進め方について
 - 事務局より、今後の進め方について説明が行われ、今夏を目途に中間的な論点整理を行うこととし、第6回会合までの進め方が決定された。
- (5) 議題について
 - ① 事務局より、NHKの概要、受信料体系の現状について説明が行われた。
 - ② 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データについて説明が行われた。
- (6) 受信料の研究会である本研究会に、当事者であるNHKが研究会の構成員・オブザーバーとして参加していない事情について構成員より質問があり、事務局から以下のとおり説明が行われた。
 - ① 受信料については、NHKが総務大臣の認可を受けて定める基準（NHKの受信規約）に定めることとされており、また、受信料額等については毎年のNHK予算に記載し、国会の承認を受けることとなっている。
 - ② 研究会の開催に当たり、NHKに対してオブザーバーという形での参画を打診したところ、NHKとしては、受信料に関し新たな案を自ら作成し、総務大臣に認可申請をする立場であるため、総務大臣が認可をする上での知見を提供する場であるこの研究会に、常時参画するのは、外部から見たときNHKの立場がわかりにくくなるのではないかという点を考慮し、オブザーバーでの参加については差し控える旨の連絡をいただいているもの。なお、NHKについては、今後、ヒアリングという形で協力いただく予定。

質疑、意見交換における構成員からの主な発言は以下のとおり。

- 韓国の受信料収納関係経費の経費率が11%となっているが、韓国では電力公社のデータベースを活用して電力料金と一緒に徴収しているとあるが、なぜ収納関係経費率が高いのか。
- 「受信契約の状況」のなかに未契約件数が1,000万件強とあり、放送法上の契約の性質について説明があったところであるが、この未契約件数の数字はどのように把握して、出されたものであるのか。
- 料金の話は、基本的に体系と水準の話となるが、体系については、例えば、今年10月からのカラー契約と白黒テレビ契約（普通契約）が統合されるという話があるが、その際の料金体系の説明はどのようにされているのか。
- 受信料体系では、事業区分としての経理（区分経理）は怎么样了のか。

- NHKの組織については、子会社、あるいは関連法人、関連会社等がNHKのホームページ等に掲載されていて、大所帯の複雑な組織の系統となっているようであるが、NHKの予算配分や事業遂行の過程で、受信料との関係はどのように把握すればよいのか。
- 「受信契約の状況」資料の未契約件数1,086万世帯のなかの内訳で、転居先不明世帯234万世帯が契約対象件数に入っているようであるが、このような不在となっている世帯を受信契約対象世帯としている理由は何か。
- NHKが行っている「法人・事業所契約実態調査」及び「受信契約状況実態調査」のサンプルの取り方、最終的な把握の状況など特に普通の世帯を対象とした実体調査について内容がわかる資料を、次回、用意していただきたい。
- 「受信契約の状況」の転居先不明世帯234万世帯とは、転居しているのだから空き家ではないのか、あるいは他の人が転入しているのであれば、他の契約があるわけで、どういう位置づけなのか、次回以降、NHKからも事情を聞きたい。
- 「受信者契約（事業所契約）の母数」について、「受信契約の単位の概要」の資料の中では、NHKによればカーナビ、ワンセグ携帯を対象とするとあって、カーナビについては22万件という数字が入っているが、ワンセグ携帯が対象から外れる形となっている理由は何か。
- 「諸外国における強制徴収及び罰則制度」の資料の中で、諸外国の受信料契約率（徴収比率）の推計値として91%から96%ぐらいの間とのことであるが、この計算の基になっているものは何か。
- 「受信契約の単位の概要」の中で、NHKによれば講堂やデパート売場などは、通路で囲まれた一定の区域ごとの契約として考え、部屋に準ずるものとしてとらえることとしており、NHKによる「事業所契約率に関する調査」結果では、テレビ設置事業所の割合が42.3%、テレビ設置事業所数が112万件とされているが、具体的に事業所のどこをどのように受信機の設置場所とみなしたのかという内訳はどのようになっているのか、データはあるのか、NHKの受信契約対象事業所の考え方を具体的に教えていただきたい。
- NHKの推計の根拠について、経年的に教えていただきたい。

(7) その他

次回会合は、平成19年6月22日（金）10:00から。